



今月のニュース

アーティスト倶楽部 第4回文化遺産コンサート

●問い合わせ 生涯学習課(☎572-9581)

『口笛ワークショップ&ミニコンサート』を開催します。
対象 アーティスト倶楽部登録者(市内在住の小学校4年生~中学生)
 ※アーティスト倶楽部への登録方法については、市ホームページをご覧ください。
問い合わせください。
とき 10月1日(土)午後2時~
ところ 清風亭(大寄公民館敷地内)
内容 「第3回森の音楽祭」(10月16日)・ふかや緑の王国(開催)に出演される柴田晶子氏(口笛の世界チャンピオン)が、知られざる口笛音楽の魅力をたっぷり伝えます。
定員 60人
 ※応募者多数の場合は、9月15日(木)午後2時から、教育庁舎内で公開抽選をします。
申し込み 9月12日(月)までに、往復はがきに必要事項を記入の上、郵送または直接、問い合わせ先へ
 ※友達同士など、複数人で参加したい場合は、はがき1枚に参加人数分の氏名を記入の上、抽選した際、人数分当選

救急医療の適正な利用をお願いします

●問い合わせ 保健センター(☎575-1101)

救急医療体制の役割と仕組み

- 初期 救急医療体制** 入院を必要としない軽症の救急患者に対応
 休日急患診療所、こども夜間診療所、在宅当番医
- 第二次 救急医療体制** 入院や手術を必要とする重症の救急患者に対応
 病院群輪番制病院、小児二次救急輪番制病院
- 第三次 救急医療体制** 心筋梗塞や頭部外傷など第二次救急では対応できない生命の危機が切迫している重篤な患者に対応
 深谷赤十字病院救命救急センター

休日や夜間に体調が悪くなら

- ※25ページも併せてご覧ください。
- 医療機関を受診する前に…
 ○埼玉県小児救急電話相談「#8000」
 子どもの急病(発熱、下痢、嘔吐など)時の家庭での対処法や、受診の必要性について看護師が電話で相談に応じます。
 - 埼玉県救急医療情報センター
 救急車を呼ぶほどではないが、緊急に受診が必要なときや、休日・夜間などに、受診可能な医療機関をご案内します。
 - 埼玉県医療機能情報提供システム
 県内約1万か所の医療機関や薬局を検索できます。
 - 子どもの救急ミニガイドブック
 子どもの急な病気やけがへの対処法など、落ち着いて対応していただくためのガイドブックです。県ホームページからダウンロードできます(☞「子どもの救急ミニガイドブック」で検索)。
 - 初期救急医療体制
 - ・休日急患診療所(内科・小児科)
 - ・こども夜間診療所(小児科・内科(こども))
 - ・在宅当番医(眼科・耳鼻咽喉科)
 - 消防テレホンサービス・医療機関のご案内
 災害情報、休日急患診療所・救急当番病院の問い合わせは、消防テレホンサービス(☎0180-99-4944)、指令課(☎571-0119)へ

近年、救急医療を担う医師が減少し、第二次、第三次救急医療機関の疲弊が大きな社会問題となつています。その一因として、軽症患者が第二次、第三次救急医療機関を受診することにより、医療スタッフに過度の負担が生じていることが挙げられます。
 市内でも、救急搬送される患者の約50%が軽症患者であるというデータがあります(消防本部調べ)。このことにより、緊急性の

高い重症患者の受診に、支障を来す状況が生じています。
 誰もがいつでも安心して救急医療を利用するためには、一人ひとりの意識と行動が必要不可欠です。救急医療の適正な利用に、ご理解とご協力をお願いします。
地域の救急医療を守るために
①かかりつけ医を持ちましょう
 かかりつけ医とは、患者の普段の様子を把握していて、気軽に健康相談や、病気・薬の相談ができ

る身近な医師のことです。必要なときには、適切な病院や医師を紹介してもらうこともできます。
②できるだけ診療時間内に受診しましょう
 昼間、「体調がおかしいな」と思ったら、早めにかかりつけ医に診てもらいましょう。
 休日や夜間の救急病院は、あくまで緊急事態に備えるためのものです。
 夜間の急病や緊急を要するとき以外は、診療時間内に受診しま

しょう。
③休日・夜間診療の掛かり方
 救急病院の医師は、ロビーからその患者の様子を見ている「かかりつけ医」とは違います。すぐに入院して治療する必要があるか、翌日まで様子を見てもよいかなど、一時的な判断するのが役目です。
 翌日まで様子を見てよいと判断された場合は、応急処置を受けて、改めてかかりつけ医を受診しましょう。

郵便往復はがき (返信裏)

〒316-0018 深谷市本住町17-3
 深谷市教育委員会生涯学習課
 アーティスト倶楽部
 第4回文化遺産コンサート係

※何も書かないでください。

郵便往復はがき (往信裏)

アーティスト倶楽部登録者の氏名
 学校名・学年
 (全員行かない)または
 (当選人数分参加する)
 付添人の人数
 申込者の住所
 申込者のお名前

〈往復はがきの記入例〉
 しなかつた場合、「全員行かない」または「当選人数分参加する」のどちらかを明記してください。

国民年金からのお知らせ

●問い合わせ 熊谷年金事務所(☎525-1844) 保険年金課(☎574-6641) 岡部市民生活課(☎585-2213)
 川本市市民生活課(☎583-2783) 花園市民生活課(☎584-1121)

【平成23年度中に追納する場合の額】

年度	全額免除 若年者納付猶予 学生納付特例	3/4免除	半額免除	1/4免除
平成13年度の月分	15,350円	—	—	—
平成14年度の月分	14,760円	—	7,380円	—
平成15年度の月分	14,540円	—	7,270円	—
平成16年度の月分	14,340円	—	7,170円	—
平成17年度の月分	14,380円	—	7,190円	—
平成18年度の月分	14,440円	10,830円	7,220円	3,610円
平成19年度の月分	14,470円	10,840円	7,230円	3,610円
平成20年度の月分	14,580円	10,940円	7,290円	3,640円
平成21年度の月分	14,660円	10,990円	7,330円	3,660円
平成22年度の月分	15,100円	11,320円	7,550円	3,770円

※平成20年度分以前の保険料には、加算額が上乗せされます。

国民年金保険料の追納制度をご存じですか
 国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除)・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。
 そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であれば、さかのぼって納めること(追納)ができます。
 ただし、免除などの承認をうけた場合、追納することにはなりませんのでご注意ください。
国民年金保険料の追納制度を受けられた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。
 追納保険料は、過去の分から順次納めていただくこととなります。
 ※一部免除については、納付すべき一部の保険料を期限内に納付する必要があります。
 納付しない場合には、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となり、追納することになりますのでご注意ください。